

第158回 日商簿記検定試験 1級 一商業簿記一 解説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保証するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

第1問 総合問題 ※仕訳の単位は千円とする

1. 貸倒引当金の設定

(1) 売掛金

(借) 貸倒引当金繰入額	100	(貸) 貸倒引当金	100
--------------	-----	-----------	-----

※ 30,000千円(T/B 売掛金) × 1% (貸倒実績率) - 200千円(T/B 貸倒引当金) = 100千円

(2) 貸倒懸念債権

(借) 貸倒引当金繰入額	4,000	(貸) 貸倒引当金	4,000
--------------	-------	-----------	-------

※ キャッシュ・フローの現在価値：21,218千円(2年後の回収可能価額) ÷ 1.03² = 20,000千円

※ 24,000千円(長期貸付金) - 20,000千円(キャッシュ・フローの現在価値) = 4,000千円

(3) 破産更生債権等

① 科目の振替：解答欄に「破産更生債権等」勘定がないため、科目の振替は行わないものと判断する。

② 貸倒引当金の設定

(借) 貸倒損失	3,000	(貸) 長期貸付金	3,000
----------	-------	-----------	-------

※ 16,000千円(破産更生債権等) - 13,000千円(担保評価額) = 3,000千円

※ 問題の指示により、貸倒引当金は債権金額(長期貸付金)から直接控除する。

※ 解答欄に「貸倒損失」があり、「担保評価額による回収のみが見込まれる」とあることから、貸倒引当額は、「貸倒引当金繰入額」ではなく、「貸倒損失」として処理するものと判断する。

2. 有価証券

(1) 投資有価証券勘定の内訳

	帳簿価額	
C社株式(前期末保有分)	18,000千円	⇒ 前期末時価
C社株式(当期購入分)	5,000千円	⇒ 当期購入額
D社株式	28,000千円	⇒ 前期末時価
E社社債	29,742千円	⇒ 差額
	<u>80,742千円</u>	

(2) その他有価証券

① 洗替え処理

(借) 繰延税金負債	300	(貸) 投資有価証券	1,000
(Ⅱ) その他有価証券評価差額金	700		

※1 前期末の時価評価差額

	取得原価		前期末時価	前期末の仕訳
C社株式	15,000千円	+3,000千円	18,000千円	(借)投資有価証券 3,000 (貸)繰延税金負債 900
D社株式	30,000千円	△2,000千円	28,000千円	(借)繰延税金負債※2 600 (貸)その他有価証券評価差額金 2,100
	<u>45,000千円</u>		<u>46,000千円</u>	(借)投資有価証券 2,000 (貸)その他有価証券評価差額金 1,400

※2 問題文に、「決算整理前残高試算表上の繰延税金資産は、すべて貸倒引当金に係るもの」とあることから、前期末に評価損であるD社株式から、本来生じるはずであった繰延税金資産600千円は、C社株式から生じている繰延税金負債900千円と相殺されていると考える。

② 当期末の時価評価 (C社株式)

(借) 繰延税金資産	300	(貸) 投資有価証券	1,000
(〃) その他有価証券評価差額金	700		

※ 19,000千円(当期末時価) - 20,000千円(取得原価) = 1,000千円(評価損)

③ 当期末の減損処理 (D社株式)

時価が取得原価の50%以上、著しく下落しており、かつ解答欄に「投資有価証券評価損」勘定があることから、減損処理を行う。

(借) 投資有価証券評価損	16,000	(貸) 投資有価証券	16,000
---------------	--------	------------	--------

※ 14,000千円(当期末時価) - 30,000千円(取得原価) = 16,000千円(評価損)

(3) 満期保有目的の債券 (償却原価法の適用)

(借) 投資有価証券	84	(貸) 有価証券利息	84
------------	----	------------	----

※ 29,742千円(E社社債) × 2.3%(実効利率) - 600千円(T/B 有価証券利息) = 84千円

3. 転換社債型新株予約権付社債

(1) 償却原価法の適用

(借) 社債利息	1,219	(貸) 社債	1,219
----------	-------	--------	-------

※ 93,746千円(T/B 社債) × 1.3%(実効利率) = 1,219千円

(2) 権利行使

(借) 社債	18,993	(貸) 自己株式	18,000
(〃) 新株予約権	1,251	(〃) その他資本剰余金	2,244

※ 社債 : 93,746千円(T/B 社債) + 1,219千円(償却原価法) × 1 / 5 = 18,993千円

※ 新株予約権 : 6,254千円(T/B 新株予約権) × 1 / 5 = 1,251千円

4. 税効果会計

(借) 繰延税金資産	6,840	(貸) 法人税等調整額	6,840
------------	-------	-------------	-------

※ 当期末の繰延税金資産

期末将来減算一時差異

貸倒引当金(一般債権)	300千円	} × 30%(法定実効税率) = 6,990千円
貸倒引当金(貸倒懸念債権)	4,000千円	
貸倒引当金(破産更生債権等)	3,000千円	
投資有価証券評価損	16,000千円	

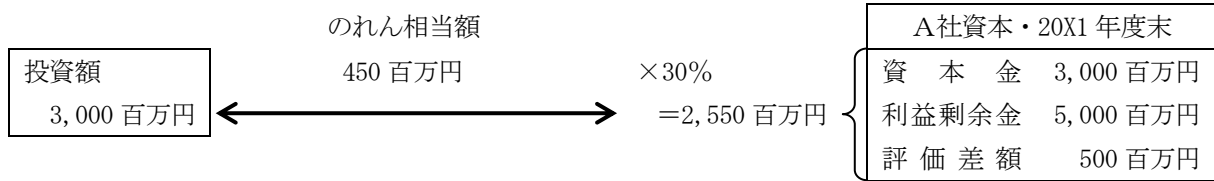
※ 法人税等調整額 : 6,990千円(期末繰延税金資産) - 150千円(期首繰延税金資産) = 6,840千円

第2問 連結会計 ※仕訳の単位は百万円とする

1. A社の連結

[20X1年度末] ※ 持分法の適用

持分法の適用開始にあたり、のれん相当額を把握するだけでよいため、具体的な処理は不要である。



[20X2年度末] ※ 持分法の適用

(1) のれん相当額の償却

(借) 持分法による投資損益	45	(貸)	関係会社株式	45
----------------	----	-----	--------	----

※ 450 百万円(のれん相当額) ÷ 10 年 = 45 百万円

(2) A社利益の計上

(借) 関係会社株式	300	(貸)	持分法による投資損益	300
------------	-----	-----	------------	-----

※ {6,000 百万円(A社利益剰余金・20X2年度末) - 5,000 百万円(A社利益剰余金・20X1年度末)} × 30% = 300 百万円

[20X3年度末] ※ 持分法の適用 ⇒ 連結会計への移行

(1) のれん相当額の償却

(借) 持分法による投資損益	45	(貸)	関係会社株式	45
----------------	----	-----	--------	----

※ 450 百万円(のれん相当額) ÷ 10 年 = 45 百万円

(2) A社利益の計上

(借) 関係会社株式	270	(貸)	持分法による投資損益	270
------------	-----	-----	------------	-----

※ {6,900 百万円(A社利益剰余金・20X3年度末) - 6,000 百万円(A社利益剰余金・20X2年度末)} × 30% = 270 百万円

(3) 連結会計への移行

① 土地の時価評価

(借) 有形固定資産	600	(貸)	評価差額	600
------------	-----	-----	------	-----

※ {2,600 百万円(20X3年度末時価) - 2,000 百万円(20X3年度末帳簿価額)} = 600 百万円

② 取得関連費用(コンサルティング費用)の費用処理

(借) 取得関連費用	300	(貸)	関係会社株式	300
------------	-----	-----	--------	-----

③ 投資額の時価評価

(借) 段階取得に係る差益	120	(貸)	関係会社株式	120
---------------	-----	-----	--------	-----

※ 6,000 百万円(A社株式取得原価・20X3年度末) ÷ 50% × 30%

- 3,480 百万円(A社株式持分法評価額・20X3年度末) = 120 百万円

④ 投資と資本の相殺消去

(借) 資本金	3,000	(貸)	関係会社株式	9,600
(〃) 利益剰余金	6,900	(〃)	非支配株主持分	2,100
(〃) 評価差額	600			
(〃) のれん	1,200			

※ 非支配株主持分: 10,500 百万円(A社資本) × 20%(非支配株主割合) = 2,100 百万円

※ のれん: 9,600 百万円(関係会社株式) - 10,500 百万円(A社資本) × 80%(親会社割合) = 1,200 百万円

[20X4 年度末] ※ 連結会計

(1) のれんの償却

(借) のれん償却額	120	(貸) のれん	120
------------	-----	---------	-----

※ 1,200 百万円(のれん) ÷ 10 年 = 120 百万円

(2) A社利益の按分

(借) 非支配株主に帰属する当期純利益	120	(貸) 非支配株主持分	120
---------------------	-----	-------------	-----

※ {7,500 百万円(A社利益剰余金・20X4 年度末) - 6,900 百万円(A社利益剰余金・20X3 年度末)} × 20% = 120 百万円

2. B社の連結

[20X2 年度末] ※ 連結会計

(1) 投資と資本の相殺消去

(借) 資本金	2,000	(貸) 関係会社株式	3,000
(〃) 利益剰余金	2,500	(〃) 非支配株主持分	1,800
(〃) のれん	300		

※ 非支配株主持分 : 4,500 百万円(B社資本) × 40%(非支配株主割合) = 1,800 百万円

※ のれん : 3,000 百万円(関係会社株式) - 4,500 百万円(B社資本) × 60%(親会社割合) = 300 百万円

[20X3 年度～20X4 年度末] ※ 連結会計

(1) のれんの償却

(借) のれん償却額	60	(貸) のれん	60
------------	----	---------	----

※ 300 百万円(のれん) ÷ 10 年 × 2 年分 = 60 百万円

(2) B社利益の按分

(借) 非支配株主に帰属する当期純利益	200	(貸) 非支配株主持分	200
---------------------	-----	-------------	-----

※ {3,000 百万円(B社利益剰余金・20X4 年度末) - 2,500 百万円(B社利益剰余金・20X2 年度末)} × 40% = 200 百万円

[20X5 年度末] ※ 連結会計 ⇒ 持分法の適用への移行

(1) のれんの償却

(借) のれん償却額	30	(貸) のれん	30
------------	----	---------	----

※ 300 百万円(のれん) ÷ 10 年 = 30 百万円

(2) B社利益の按分

(借) 非支配株主に帰属する当期純利益	200	(貸) 非支配株主持分	200
---------------------	-----	-------------	-----

※ {3,500 百万円(B社利益剰余金・20X5 年度末) - 3,000 百万円(B社利益剰余金・20X4 年度末)} × 40% = 200 百万円

(3) 一部売却の処理

① 売却原価・売却損益の整理

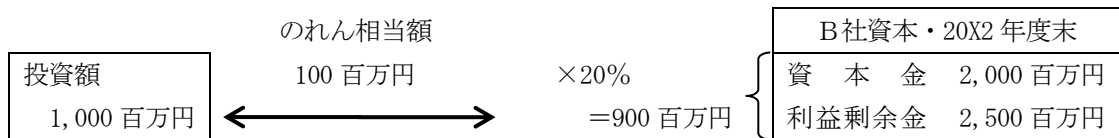
	個別上	連結上
売却額	2,600 百万円	
売却原価	2,000 百万円	2,200 百万円
売却益	600 百万円	400 百万円

※ 個別上の売却原価 : 3,000 百万円 ÷ 60% × 40% = 2,000 百万円

※ 連結上の売却原価 : 5,500 百万円(B社資本・20X5 年度末) × 40%(売却割合) = 2,200 百万円

② 持分法適用額の計算

a 20X5年度末における投資額とのれん相当額の把握



※ 投資額：3,000 百万円 - {3,000 百万円 ÷ 60% × 40%} = 1,000 百万円

b のれん相当額の償却額

100 百万円(のれん相当額) ÷ 10 年 × 3 年間(20X3 年度期首～20X5 年度末) = 30 百万円

c B社利益の計上額

3,500 百万円(B社利益剰余金・20X5 年度末) - 2,500 百万円(B社利益剰余金・20X2 年度末) × 20% = 200 百万円

d 1,000 千円(投資額) - 30 百万円(のれん相当額の償却額) + 200 百万円(利益計上額) = 1,170 百万円

⇒ 本間では、一部売却の仕訳処理がわからなくても、dの金額を解答すればよい。

③ 一部売却の処理

a 関係会社株式売却益の修正 (B社資本分)

(借) 関係会社株式	2,000	(貸) 非支配株主持分	2,200
(〃) 関係会社株式売却益	200		

※ 関係会社株式は、2,000 百万円を売却して 1,000 百万円になっているが、投資と資本の相殺消去により 2,000 百万円を多く減額しているため、修正する。

※ 非支配株主持分：5,500 百万円(B社資本・20X5 年度末) × 40%(非支配株主割合) = 2,200 百万円

※ 関係会社株式売却益：600 百万円(個別上の売却益) - 400 百万円(連結上の売却益) = 200 百万円

b 関係会社株式売却益の修正 (のれん分)

(借) 関係会社株式売却益	140	(貸) のれん	140
---------------	-----	---------	-----

※ 売却後に子会社に該当しない一部売却の場合、資本取引ではなく損益取引となり、売却割合に対応するのれんの未償却残高を関係会社株式売却益の修正として処理する。

※ 210 百万円(のれん未償却残高) ÷ 60% × 40% = 140 百万円

c 連結から持分法への移行

(借) 関係会社株式	1,170	(貸) 資本金	2,000
(〃) 非支配株主持分	4,400	(〃) 利益剰余金	3,500
		(〃) のれん	70

※ 関係会社株式：持分法適用額

※ 非支配株主持分：これまで計上してきた額

※ のれん：未償却残高

※ 資本金・利益剰余金：期末残高